

平成23年度

徳島県雇用施策実施方針

徳島労働局

平成23年度 徳島県雇用施策実施方針 目次

- I 徳島県雇用施策実施方針策定の趣旨
- II 徳島県の雇用を取り巻く情勢と課題
- III 平成23年度の雇用における重点施策
 - 1 徳島県と連携した雇用施策の実施
 - (1) 総合的な地域雇用対策の推進
 - ア 地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進
 - イ 雇用の安定と生活支援の推進
 - (ア) 住宅・生活への支援
 - (イ) 雇用創出への支援
 - (ウ) 地域の雇用機会の創出及び就職支援
 - (エ) パーソナル・サポート・モデル推進事業の実施
 - (2) 若年者雇用の推進
 - (3) 障害者雇用の推進
 - (4) 生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当受給者等に対する就労支援
 - (5) 仕事と家庭の両立に向けた環境の整備
 - 2 現下の厳しい雇用失業情勢に応じた対策の実施
 - (1) 新卒者・若年者支援の強化
 - ア 新卒者就活応援プログラムの実施等
 - イ 新規学卒者、未就職卒業者の就職支援
 - (2) 雇用調整助成金等による雇用維持
 - 3 東日本大震災の被災者等に対する雇用施策の実施
 - (1) 被災者の新たな就職に向けた支援
 - ア 被災者と仕事とのマッチング体制の構築（『日本はひとつ』ハローワーク・プロジェクト）
 - (ア) 「徳島県『日本はひとつ』しごと協議会」の設置による就労・生活支援
 - (イ) ハローワーク機能の拡大による効果的なマッチング体制の推進
 - イ 被災者における新規学卒者等への就職支援
 - (ア) 新卒応援ハローワーク等の体制強化等の取組による就職支援

(2) 緊急雇用創出事業の活用による雇用創出

IV 平成23年度の主な雇用施策

- 1 ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援対策
 - (1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進
 - (2) 雇用保険の機能強化
 - (3) 地方公共団体とハローワークの協定に基づく「福祉から就労」支援事業の創設
 - (4) ハローワークにおける年金相談のための支援
- 2 若年者の就職促進、自立支援対策
 - (1) 新規学卒者、未就職卒業者の就職支援
 - (2) フリーター等の正規雇用化の推進
 - ア フリーター等正規雇用化支援事業
 - イ 若者への職業能力開発機会の提供
 - (3) ニート等の若年の職業的自立支援の強化
- 3 障害者に対する就労支援の推進
 - (1) 雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等
 - (2) 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化
- 4 高齢者に対する就労支援の推進
 - (1) 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進
 - (2) 企業雇用以外の多様な働き方の促進
- 5 職業能力開発の推進
 - (1) 職業訓練の推進による再就職支援
 - ア 人材ニーズを踏まえた計画的な人材育成の推進
 - イ 離職者訓練の推進
 - ウ 緊急人材育成支援事業の活用促進
 - (2) ジョブ・カード制度の推進
- 6 女性就業希望等への支援
 - (1) マザーズハローワーク事業の充実
 - (2) 母子家庭の母等に対する就職支援
- 7 地域雇用創造と雇用支援
 - (1) 地域における創意工夫を活かした雇用創造の推進
 - ア 雇用情勢に対応した地域における雇用機会の創出
 - イ 中長期的な視点に立った地域雇用対策
 - (2) 介護分野の雇用支援等
- 8 安心して働ける雇用環境の整備
 - (1) 公正な採用選考の推進

(2) 安心して働ける雇用環境の整備

9 技能実習生を中心とした外国人労働者対策の推進

(1) 外国人雇用状況の届出の徹底と事業主指導

10 労働者派遣事業の適正な運営の促進及び派遣労働者等の労働条件確保対策

V 雇用施策に関する数値目標

1 徳島労働局の数値目標

2 徳島県が設定する数値目標

I 徳島県雇用施策実施方針策定の趣旨

我が国の経済はリーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策効果により持ち直してきたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっている。また、完全失業率が高水準にあるなど、雇用情勢も依然として厳しい状況にあるほか、新規学校卒業者の内定率の低迷など、幅広い範囲で雇用情勢の悪化の影響が出ている。

このような雇用情勢の中で、徳島労働局と徳島県がさらに緊密に連携し、徳島県の実情に合った雇用施策を迅速かつ的確に実施するとともに、東日本大震災に係る雇用施策として、『日本はひとつ』しごとプロジェクト」に盛り込まれた雇用施策を果敢に進めていく必要がある。

このため、この方針は、徳島労働局長が、毎年度、徳島労働局及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を徳島県知事の意見を聞いて策定することに関し、平成23年度の雇用における重点施策を示したものである。

徳島労働局においては、徳島県の実情に応じた課題及びそれに対する施策を盛り込んだ雇用施策実施方針を徳島県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と徳島県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下で円滑かつ効果的に実施されるように努め、徳島県の雇用情勢の改善に取り組むこととする。

また、徳島県知事から当該方針に定める施策及びその実施について要請があったときは、基本的にはその要請に応じることとし、これまで以上に緊密な連携・協力を図っていくこととする。

II 徳島県の雇用を取り巻く情勢と課題

最近の雇用情勢は、金融危機後の経済危機を克服し、外需や政策的な需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきた。しかしながら、東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっており、また、雇用情勢も依然として厳しい状況となっている。

徳島県においては、緩やかに上昇傾向にあるが、完全失業率（モデル推計値）は、平成23年1月―3月期に4.8%となり前年同期で0.2ポイントの改善となっている。一方、有効求人倍率（季節調整値）は平成21年9月の0.57倍を底とし、22年

4月の0.65倍から緩やかに上昇し、23年3月には0.84倍まで回復した。これを地域別にみると、平成23年3月では、県央地域で0.95倍となっているが、県西地域で0.69倍、県南地域で0.70倍となるなど、地域間の格差がみられる。

その他、全求職者の7割以上が正社員としての就職を希望しているものの、平成23年3月の正社員有効求人倍率は0.49倍にとどまるなど、全体の有効求人倍率より低い水準で推移している。

このため、雇用情勢の改善に向けた雇用対策を的確に実施していく必要がある。特に、新規学校卒業者の内定率が低迷し、未就職のまま卒業する者が大幅に増加することが予想される中で、新規学校卒業者や既卒者に対する支援をさらに強化することが求められている。

また、貧困・困窮者が増加する中、いわゆる第二のセーフティネットの一環として実施している緊急人材育成支援事業（雇用保険を受給できない者に無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付を行う事業）について、利用者の再就職につながるよう、効果的に実施する必要があるとともに、平成23年5月国会において関係法が成立した求職者支援制度の円滑な施行を図る必要がある。

なお、昨年度から通年的に行っている住居を失った失業者や、生活に困窮している方々への支援を引き続き行い、これらの方々に対する住居と安定的な就労機会の確保につなげるよう、雇用のセーフティネットを円滑に実施し、経済的・社会的に弱い立場にある人々への迅速かつ的確な支援を行うことが重要である。

昨今の雇用失業情勢下において上記を含む雇用施策を効果的に実施していくためには、地方公共団体との連絡会議や「徳島県『日本はひとつ』しごと協議会」等の場を積極的に設けるなど、地方公共団体が実施する産業施策、福祉施策、教育施策等と緊密な連携を図ることが求められている。

Ⅲ 平成23年度の雇用における重点施策

1 徳島県と連携した雇用施策の実施

以下に掲げる施策については、県下の実情を踏まえ、特に徳島県と緊密な連携を図りながら、効果的な雇用施策の実施に向けて、平成23年度の雇用における重点施策として全力で取り組んでいくこととする。

加えて、各種施策に関する広報、情報交換等についても積極的に実施する。

(1) 総合的な地域雇用対策の推進

我が国経済は金融危機後の経済危機を克服し、外需や政策的な需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきた。しかしながら、東日本大震災の影響によりこのところ弱い動きとなっており、また、雇用情勢も依然として厳しい状況となっている。

こうした中、労働関係連絡会議や雇用対策連絡調整会議の開催及び職業安定部長を連絡責任者とする地方公共団体との連絡窓口の活用を図り、雇止めの回避や雇用創出等、当局と県が緊密な連携を図りながら、徳島県の実情に合った雇用施策に速やかに取り組んでいくこととする。

ア 地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進

生活や住居に困窮する者が第二のセーフティネット支援施策及び生活保護等関連支援施策を円滑かつ的確に利用できるよう、徳島県の福祉部門や雇用部門等とともに構成する生活福祉・就労支援協議会を活用し、施策の一層の周知・広報、住居・生活支援アドバイザーによる適切な施策案内・関係機関への誘導、相談会の機動的な開催等により、年間を通じたワンストップ・サービスの充実を図る。

イ 雇用の安定と生活支援の推進

やむなく離職を余儀なくされた者に対しては、雇用保険制度の効果的な活用及びハローワークの特別相談窓口で職業相談や職業紹介等を実施し、早期再就職の促進、職業訓練の実施など必要な支援を機動的に行う。

併せて雇用の安定と生活支援の推進を図るため、以下の施策を実施する。

(ア) 住宅・生活への支援

ハローワークの特別相談窓口において、離職に伴い、住む家を失った方の相談を行い、雇用促進住宅への入居のあっせんや社員寮付きの求人及び住み込み可能求人への紹介を行う。

さらに、住居・生活に困窮する離職者に対し、住宅及び就労機会の確保や生活再建を支援するため、福祉事務所や社会福祉協議会を実施主体として、平成21年10月から実施している

住宅手当緊急特別措置事業、生活福祉資金貸付事業（総合支援資金貸付）及び臨時特例つなぎ資金の各種支援施策について、ハローワークにおいても、求職登録者に対して必要な情報の提供や、申請手続きに係る支援を行う。

（イ）雇用創出への支援

地域の実情や創意工夫に基づき、徳島県に造成された基金を活用した「ふるさと雇用再生特別基金事業」や「緊急雇用創出事業」を通じて県、労使関係団体と連携して地域求職者等の雇用機会の創出及び生活・就労相談を支援する。

（ウ）地域の雇用機会の創出及び就職支援

県が地域の特色を生かした企業誘致を推進するために、県内を4圏域（東部（臨海部、内陸部）、西部、南部）に分けて市町村やハローワーク等とともに設置した「圏域別立地推進協議会」において、地域の雇用創出に向けて関係機関と一層の連携を図るとともに、雇用開発促進地域においては、地域求職者の雇い入れ等に対して地域雇用開発助成金の活用を図り、創業の支援を行う。

（エ）パーソナル・サポート・モデル推進事業の実施

徳島県が実施するパーソナル・サポート・モデル推進事業において、自立に向けて個別かつ継続的な支援を必要とする求職者に対して、生活支援から就労支援までの一貫した寄り添い型・伴走型の支援を行うにあたり、就職支援ナビゲーターを配置し、適切な職業相談・職業紹介を行う。

（2）若年者雇用の推進

若者向けの各種支援サービスがワンストップで効果的に提供できるよう、とくしまジョブステーション内に設置している徳島県若年者就職サポートセンター（ジョブカフェとくしま）において、若年者に対する企業説明会、各種セミナー、講習会の開催等のほか、フリーター等を対象としたセミナーや職場見学会の開催等を加えた若年者地域連携事業を引き続き実施する。

また、県が主催する徳島県若年者就職サポートセンター運営協議会と連携を図る等、就職支援対策を推進する。

(3) 障害者雇用の推進

徳島県が民間企業等に委託して実施する障害者委託訓練においては、就職率の向上を図るため、訓練内容のより一層の充実等を図り、職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と、企業等の事業所現場を活用した実践能力習得訓練を実施し、雇用を促進する。

このため、徳島県との連携を一層密にし、求職障害者及び事業主に対する周知を図るとともに的確な受講あっせんに努めることにより、当該訓練の受講を推進する。

更に、職業訓練上、特別な支援を要する障害者が増加傾向にあることから、これらの者に対する積極的な支援に配慮する。

改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」が平成22年7月から施行されたことにより、制度改正の影響が大きいと考えられる企業等に対して関係機関と連携して周知が図られるよう努め、県下における実雇用率の向上、雇用率未達成企業割合の低減を図る。

県においては、障害者雇用の促進を図るため、障害者の職業能力開発に向けた訓練等を実施するとともに、障害者自立支援法に基づく「徳島県障害福祉計画」や、県民の行動指針となる「とくしま障害者雇用促進憲章」の理念を実現するための「とくしま障害者雇用促進行動計画」に沿って県民運動を展開しているところであるが、当局においても、障害者雇用の理解を促進するとともに、「チャレンジ雇用」の実施等により率先垂範して知的障害者等を雇用し、公的機関等における障害者雇用の推進を図る。

また、「『福祉から雇用へ』推進5ヵ年計画」等を踏まえ、雇用・福祉・教育の一層の連携強化を図ることとし、福祉施設や特別支援学校等に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけるとともに、福祉的就労から一般雇用への移行促進及び障害者就業・生活支援センターと連携した就業と生活の両面にわたる支援等を進める。

(4) 生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当受給者等に対する就労支援

「福祉から就労」支援事業については、福祉事務所など福

祉部局とハローワーク、労働局との連携の下、徳島県生活福祉・就労支援協議会を開催し、就労支援を一層推進する。

(5) 仕事と家庭の両立に向けた雇用環境の整備

仕事と家庭の両立を可能とする雇用環境の整備は、次世代育成支援対策の大きな柱であり、企業の規模を問わずすべての事業主において取り組まれるべきものであることから、より多くの中小企業が仕事と家庭の両立支援対策を盛り込んだ一般事業主行動計画の策定、実施に向けた取組を推進するよう、県が行う次世代育成支援のための職場環境整備事業との連携を図りつつ、重点的かつ計画的な企業訪問や説明会等の実施により周知啓発を行う。

2 現下の厳しい雇用失業情勢に応じた対策の実施

(1) 新卒者・若年者支援の強化

新卒者・既卒者専門の窓口である「徳島新卒応援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図り、新卒者・既卒者の就職を支援する。

さらに、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、徳島労働局、四国経済産業局、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等産・学・官等の関係者を構成員として平成22年9月に設置した「新卒者就職応援本部」の活用を図り、地域の関係機関等の連携による新卒者・既卒者の就職支援を実施する。

ア 新卒者就活応援プログラムの実施等

平成22年度に経済危機対応・地域活性化予備費及び補正予算により増員した学卒ジョブサポーターを引き続きハローワークに配置し、新卒者・既卒者に対するきめ細かな支援を行うとともに、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進める。

また、保護者等も含めた在学中早期からの働く意義や職業生活についての講習、地元企業を活用した高校内企業説明会、関係者への積極的な情報発信等を実施するとともに、新卒者の求人確保に向けて総力をあげて取り組むことにより、新卒者・既卒者の就職支援に強力に取り組む。

イ 新規学卒者、未就職卒業者の就職支援

卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するために、雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」の周知を引き続き進め、卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主に奨励金を支給する「新卒者就職実現プロジェクト」の活用を図る。

(2) 雇用調整助成金等による雇用維持

事業活動の縮小を余儀なくされたことに伴い、解雇せずに休業や教育訓練又は出向などで雇用を維持する事業主に対して、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の活用促進を図り、雇用維持に努力する事業主を支援する。

また、経済対策において、平成22年12月に、急激な円高の影響を受けた事業主の雇用維持を支援するため、要件緩和が行われた。これにより、円高の影響により生産量等の回復が遅れている事業所の事業主であって、最近3カ月の生産量が3年前の同時期に比べて15%以上減少しており、かつ直近の決算等の経常損益が赤字の事業主についても助成対象となったところであり、引き続き迅速かつ適正な支給により雇用を維持する事業主を支援し、併せて不正受給未然防止のため、事業所への実地調査にも取り組む。

3 東日本大震災の被災者等に対する雇用施策の実施

東日本大震災等により、東北地方の沿岸部を中心に、インフラのほか事業所や住居に壊滅的な被害が生じており、多くの者が職に就けない状況にある。

こうした事態に対し、徳島労働局においては、「徳島県『日本はひとつ』しごと協議会」を通じた就労支援を行うなど、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」により、確実な就労支援・雇用創出に取り組む。

(1) 被災者の新たな就職に向けた支援

ア 被災者と仕事とのマッチング体制の構築（「『日本はひとつ』ハローワーク・プロジェクト」）

(ア) 「徳島県『日本はひとつ』しごと協議会」の設置による就労・生活支援

増大する復旧事業や様々な分野の就労機会を確実に被災者の就労につなげていくためには、地方自治体、国の出先機関、関係団体等が情報の共有化を図り、生活支援から効果的

な就労支援までを一体的に行う必要がある。このため、「徳島県『日本はひとつ』しごと協議会」を設置し、各機関の情報を共有し協力することにより、被災した方々に対し、「しごと」「住まい」「生活」等の情報を発信することとする。

(イ) ハローワーク機能の拡大による効果的なマッチング体制の推進

ハローワークの機能を拡大し、関係機関が連携しながら被災者の生活支援を行うとともに、被災地から避難する者に対し、ハローワークの全国ネットワークを活用し、求人・求職の効果的なマッチング体制の整備を図る。

イ 被災地における新規学卒者等への就職支援

(ア) 新卒応援ハローワーク等の体制強化等の取組による就職支援

「徳島新卒応援ハローワーク」に「学卒等震災特別相談窓口」を設置し、採用内定取消しを受けた学生等への相談や就職支援を実施する。

また、震災の影響により、就職が決まらず卒業した者を支援するため、被災地に居住する卒業後3年以内の既卒者を雇用する事業主に対する奨励金を拡充したことから、これを活用するなどして、ハローワークの全国ネットワークによる被災者向けの求人確保に取り組む。

(2) 緊急雇用創出事業の活用による雇用創出

徳島県は、県内へ避難・移住される東日本大震災の被災者の就労を支援するため、ハローワークと連携しながら、「とくしまジョブステーション」において、生活相談・就職相談等をワンストップで対応するとともに、離職者に対する雇用就業機会を提供する「緊急雇用創出事業」を活用することにより、雇用面での支援を図る。

IV 平成23年度の主な雇用施策

1 ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援対策

(1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進

非正規労働者や長期失業者が増大する中で、雇用保険の失業等給付を受給することが出来ない求職者に対するセーフティ

ネットの強化が重要である。このため、雇用保険（失業給付）を受給できない者に、無料の職業訓練と訓練期間中の生活支援し、訓練受講を容易にするための給付を行うこととした職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律が平成23年5月国会において成立したところであり、緊急人材育成支援事業からの移行に向け、求職者等に対する周知・広報などの取組を実施し、その円滑な施行に努める。

さらに、ハローワークにおいて、訓練修了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される訓練修了者に対して担当者制によるマンツーマン支援を行う。

（2）雇用保険の機能強化

離職により失業を余儀なくされた者には、雇用保険制度の求職者給付による生活の安定を図りつつ、各種給付制度による常用就職に向けた支援をする一方、大量離職事案を把握した場合には、当該事業主及び離職予定者に対して雇用保険制度の周知・広報を図るとともに、雇用保険の適用状況の把握に努め、適用漏れを確認した場合は遡及取得を行うなど指導の徹底を図り、雇用のセーフティネットとしての安定的な機能を発揮し、離職者の再就職の促進を図る。

また、セーフティネットとしての機能強化を図るため、①基本手当の日額の上下限等の引上げ、②再就職手当の給付率の引上げ等を盛り込んだ雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年5月国会において成立したところであり、雇用保険受給者等に対する周知・広報などの取組を実施し、円滑な施行に努める。

（3）地方公共団体とハローワークの協定に基づく「福祉から就労」支援事業の創設

生活保護や住宅手当の受給者等の就労による自立を促進するため、福祉施策を担う地方公共団体と雇用施策を担うハローワークとが、支援の対象者数、役割分担、事業目標等を盛り込んだ協定を締結し相互に緊密な連携を図りつつ、チーム支援を中心とした就労支援に積極的に取り組む。

（4）ハローワークにおける年金相談のための支援

ハローワークにおいて、利用者の利便性を向上させるため、

雇用保険と年金等に関する相談にワンストップで対応する取組を、年金事務所等と連携し、円滑に実施する。

2 若年者の就職促進、自立支援対策

(1) 新規学卒者、未就職卒業者の就職支援

厳しい就職環境が見込まれる新卒者・既卒者の就職支援を強化するとともに、ハローワークにおけるフリーター等に対する正規雇用の実現に向けた支援等を推進することにより、我が国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、若者等に対する包括的な支援を行う。

(2) フリーター等の正規雇用化の推進

ア フリーター等正規雇用化支援事業

フリーター等正規雇用化支援として、ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による個別支援を徹底する。また、職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等を、一定期間（原則3カ月）試行的に雇用する若年者等試行雇用制度（トライアル雇用）やフリーター等を一定の有期雇用を経て正規雇用する企業に対する若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充措置の活用等により、フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取組の推進を図る。

イ 若者への職業能力開発機会の提供

フリーター等の正社員経験の少ない若者に対し、ジョブ・カード制度による職業能力開発機会を提供し、正社員への移行を促進する。

(3) ニート等の若年者の職業的自立支援の強化

ニート等の若者に対する地域の支援拠点として徳島県との協働により設置している徳島県若者サポートステーションについて、高校中退者等を対象とした訪問支援による支援窓口への誘導體制を整備し、職業的自立支援施策の切れ目無い効果的な推進を図る。

徳島労働局及びハローワークにおいても、徳島県若者サポートステーション事業の周知・普及に努めるとともに、両者の連携により、就労希望者に対する効果的な支援を図る。

3 障害者に対する就労支援の推進

障害者の雇用状況については、平成22年6月1日現在の民間企業（常時雇用する労働者が56人以上の事業主）の実雇用率が1.67%（前年と比べ0.06ポイント増）となるなど一層の進展がみられる。しかしながら、依然として法定雇用率には届いておらず法定雇用率を達成している企業の割合も57%に留まっている。

一方、ハローワークを通じた年間の障害者の就職件数については、雇用情勢が厳しい中、平成21年度は前年度を下回る297件となったが、平成22年度の障害者の就職件数については、前年度比23.2%増の366件となっている。

このような状況において、障害者に対する就労支援を推進していくためには、法定雇用率の達成指導を厳正に実施するとともに、障害者が地域において自立して生き生き暮らせるよう、福祉・教育施策や職業能力開発施策等と連携し、地域における就労支援体制の強化を図る必要がある。

また、急増する精神障害、発達障害等の求職者に対し、職業相談・職業紹介及び各種の雇用施策等を効果的に実施していくため、精神障害、発達障害等、障害の特性に応じたきめ細かな支援を充実していくことが必要である。

(1) 雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等

法定雇用率未達成の企業に対して、指導基準に基づいた厳正な指導を行い、地域における実雇用率の向上、未達成企業割合の低減を図るとともに、率先垂範して障害者雇用を進めるべき立場である公的機関については、速やかな法定雇用率の達成を図るため、徹底した指導を行う。

また、実雇用率が低調である中小企業については、特に企業トップの理解が不可欠であることから、徳島県や事業主団体とも連携して、障害者雇用や支援策についての理解の浸透を図り、中小企業における障害者の雇用に結びつける。

さらに、福祉・教育から雇用への移行を一層推進するため、徳島県及び市町村が策定した障害者計画及び障害福祉計画も踏まえながら、徳島県及び地域ごとの各分野の関係機関のネットワークを活用した就労支援力の強化を図る。特に福祉施設利用者、特別支援学校卒業者については、徳島県の福祉担当部局、福祉施設、教育委員会、特別支援学校等との連携を図りつつ就労に対するニーズを把握した上で、関係機関の連携による的確

な支援により、就職の実現を目指す。

障害者就業・生活支援センターについては、徳島県の労働・福祉部局との連携・協力の下、全障害保健福祉圏域へ既に設置しているところであるが、障害者の身近な地域における就業・生活両面にわたる一体的な支援を実施する連携拠点として機能するよう、必要な助言・指導を行う。

(2) 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

精神障害者については、ハローワークにおいて障害特性に応じカウンセリング等きめ細やかな支援を実施するとともに、企業に対する意識啓発等を強化する。

また、医療機関等と連携したジョブガイダンス事業を機動的に実施するとともに、精神障害者等ステップアップ雇用奨励金や精神障害者雇用安定奨励金を効果的に活用し、精神障害の特性に応じた雇用及び職場定着の促進を図る。

なお、各種施策の活用に当たっては、徳島県の保健福祉担当部局等とも積極的に連携し、精神障害者雇用の促進を図る。

4 高年齢者に対する就労支援の推進

平成22年6月1日現在の高年齢者の雇用状況をみると、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）に基づく高年齢者雇用確保措置（以下「確保措置」という。）を実施している31人以上規模の企業は95.4%となっている。

一方、少子高齢化が急速に進行し、公的年金の支給開始年齢が65歳まで引き上げられる状況の中で、働く人々が高齢期に安心して生活していけるようになるためには、65歳までの雇用の確保が重要である。

また、今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、働く意欲と能力を有する高年齢者が、長年にわたり培った知識や経験を活かし、社会の支え手として活躍していけるような社会の実現が重要である。

このため、高年齢者雇用安定法に基づく確保措置の着実な実施等により、65歳までの雇用確保を図るとともに、65歳を超えても働ける制度導入の促進、再就職の支援、さらには、多様な就業機会の確保に向けた取組を進めることが必要である。

(1) 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進

ハローワークにおいて、高年齢者雇用安定法に基づく確保措置が確実に実施されるよう的確に助言・指導を行う。その際には、高年齢者雇用安定法第9条第2項に係る経過措置が平成23年3月31日で終了していることを踏まえ、継続雇用制度の対象者基準を労使協定を締結することなく就業規則等で定めている企業に対し、確実な指導を実施する。

また、ハローワークが主体となって希望者全員が65歳まで働ける制度の導入のための啓発指導を実施するとともに、徳島労働局が、地域における高齢者雇用に係る取組気運を醸成し、70歳まで働ける制度等の一層の浸透を図るために「70歳まで働ける企業」創出事業を実施する。

さらに、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において、高年齢者雇用に関するアドバイス等を専門家が実施する高年齢者雇用アドバイザー制度や、定年の引上げ等を実施する中小企業事業主等に対する奨励金制度等の活用により事業主や事業主団体の取組を支援する

なお、ハローワークにおいて、45歳以上の中高年齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援を行うことにより、高年齢者等の安定した再就職を支援するとともに、きめ細やかな職業相談・職業紹介等を行い、民間団体に委託しての技能講習及び合同面接会等を一体的に実施する。

(2) 企業雇用以外の多様な働き方の促進

シルバー人材センター事業については、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者等の受け皿として、十分に機能するよう就業機会の開拓と会員の増大を図る。

また、徳島労働局が民間団体に委託し、高年齢者等の技術、技能、資格、職業経験等を登録し、地域の企業、団体、コミュニティーなどからの高年齢者等のニーズとマッチングさせる仕組みを構築する。

5 職業能力開発の推進

現下の雇用失業情勢を踏まえ、新たな知識・技能の習得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、成長や雇用吸収が見込まれる分野を中心に職業訓練を推進し、労働市場の動向や労働者の適性に応じた適切な支援を行う必要がある。

このためには、産業構造の変化や技術の革新等に伴う人材ニーズの変化に即応し、地域における具体的な人材ニーズを十分に踏まえた上で雇用のセーフティネットとしての職業訓練を的確に実施することが重要である。

(1) 職業訓練の推進による再就職支援

ア 人材ニーズを踏まえた計画的な人材育成の推進

徳島労働局、徳島県、教育訓練機関、労使団体、学識経験者等による協議の場を設定し、公共職業訓練及び求職者支援制度における職業訓練について、徳島労働局が徳島県と共同して、人材ニーズを踏まえた訓練計画（分野、規模等）等を取りまとめる。

イ 離職者訓練の推進

雇用失業情勢の悪化に伴い、失業者が増加する中で、再就職に必要な知識・技能を付与するために、積極的かつ効果的な職業訓練受講あっせんに努める。

また、効果的な訓練コースの設定に当たって必要な地域の人材ニーズ、訓練ニーズ等に関して、把握した情報を提供するなどにより、独立行政法人雇用・能力開発機構徳島センター及び徳島県に対する協力を積極的に行う。

ウ 緊急人材育成支援事業の活用促進

求職者支援制度の制度化までの間、緊急人材育成支援事業を活用し、基金訓練を受講することが適当であると考えられる者に対して適切に受講勧奨を行い、関係機関との連携の下、再就職等に向けた支援に努める。

また、訓練・生活支援給付についても、求職者への周知を適切に行う。

(2) ジョブ・カード制度の推進

地域ジョブ・カード運営本部を設置し、徳島県を始めとした運営本部の構成員や関係機関との連携の下、円滑なジョブ・カード制度の推進を図る。

また、ジョブ・カードの活用対象となる職業訓練を、求職者支援の観点からこれまでの雇用型訓練（有期実習型訓練及び実践型人材養成システム）と委託型訓練（日本版デュアルシステム）に加え、公共職業訓練基金訓練及び求職者支援制度におけ

る職業訓練にも拡大する。これらの対象者に対して、求職者の要望に応じ、可能な限りジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施し、円滑な再就職の促進を図る。

雇用型訓練の更なる普及促進を図るため、同訓練を活用することのメリットや、同訓練に係る助成制度等を積極的に周知するとともに、同訓練に係る求人申込みを受理した場合は、当該求人の充足に向けた取組を積極的に行う。

6 女性就業希望者等への支援

急速な少子化の進行により、人口は減少局面に入っており、女性労働力の活用は一層重要となっている。しかし、依然として男性に比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっており実質的な機会均等が確保されたとは言い難く、就業を継続するに際して具体的な見通しを持ちにくい状況がみられる。

このため、仕事と生活の調和の取れた働き方を実現するとともに、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸張・発揮できる環境を整備することが必要である。

(1) マザーズハローワーク事業の充実

マザーズハローワーク事業を充実し、徳島県等の子育て女性を支援する関係機関との連携により、保育所その他の子育て支援サービスに関する情報等を提供するとともに、個々の求職者の希望を踏まえた職業相談・職業紹介を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援サービスを提供する。また、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人確保する。

(2) 母子家庭の母等に対する就職支援

児童等を扶養する母子家庭の母等に対し、家庭環境に配慮した職業相談・紹介の実施、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練手当、試行雇用事業の活用等により、早期就職の促進を図る。

また、職業訓練が必要とされた者に対しては、積極的かつ効果的な受講あっせん等に努める。

7 地域雇用創造と雇用支援

(1) 地域における創意工夫を活かした雇用創造の推進

ア 雇用情勢に対応した地域における雇用機会の創出

厳しい雇用失業情勢が続く中、引き続き徳島県において、緊

急雇用創出事業による離職者の一時的な雇用機会の確保及びふるさと雇用再生特別基金事業による地域における継続的な雇用機会の確保を図るとともに、重点分野雇用創造事業により、介護、医療、農林、観光、環境、地域社会雇用など成長分野として期待されている分野における雇用機会の創出及び人材の育成を推進する。

また、労働市場に関する情報提供、全国的な取組の事例紹介や必要な助言を行うことにより、特に市町村における積極的な事業計画の立案を促すとともに、ハローワークに提出された求人の円滑な充足を図り、徳島県及び市町村と連携して、地域の実情に応じた雇用機会の創出を推進する。

イ 中長期的な視点に立った地域雇用対策

地域の関係者の自発的な雇用創造の取組を支援する地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）や、地域雇用創造実現事業により、地域の創意工夫を活かした雇用創造を推進する。

このため、事業の未実施地域において、他地域の事例の紹介や地域雇用戦略チームの支援を活用して取組を促すとともに、実施地域においては、事業が効果的に実施されるよう、求職者へのセミナー情報の提供等の支援を行う。

また、雇用開発促進地域等については、地域求職者雇用奨励金等が設けられていることから、徳島労働局、徳島県及び関係団体等が連携してこれらの施策を活用して創業等を支援する。

なお、平成23年3月より地域雇用創造推進事業において阿南市・美馬市の2つの地域が、地域の特色を活かした事業展開を開始し、また、鳴門市においてパッケージ事業で育成した人材を活用し、地域資源を活用した事業を実施し、波及的な地域の雇用機会と併せて地場産業の振興並びに地域経済の活性化を図ることとしている。

(2) 介護分野の雇用支援等

介護労働者の身体的負担軽減を図るため、事業主が介護福祉機器（移動用リフト等）について、導入・運用計画を提出し、徳島労働局の認定を受けて導入・運用した場合に経費の2分の1助成する介護労働者設備等整備モデル導入奨励金の支給をはじめ、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対して、介護労働安定センターが行う雇用管理改善のための相談援助、情報提

供等の活用等についての積極的な周知を行う。

さらに、介護職員処遇改善交付金をはじめ、徳島県等が実施する施策等と緊密に連携して介護従事者の処遇改善の取組を支援する。

8 安心して働ける雇用環境の整備

(1) 公正な採用選考の推進

公正な採用選考システムの確立を図るため「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）に基づき、就職の機会均等を保障することが同和問題等の人権問題の中心的課題であるとの認識に立って、公正採用選考人権啓発推進員制度が効果的に機能するように、企業トップクラス及び公正採用選考人権啓発推進員に対する研修会の充実に努め、小規模事業所に対しても周知・指導を実施する。

また、全国高等学校統一応募用紙等の適正な応募書類の周知徹底と公正な採用選考についての各種啓発資料の作成・配布等により、雇用主に対する啓発・指導を実施する。

(2) 安心して働ける雇用環境の整備

公共投資の減少等により厳しい経営環境にある建設業については、建設雇用改善助成金の活用による建設労働者の雇用改善と併せて、建設労働者緊急雇用確保助成金の利用促進による建設事業主の新分野進出による雇用の維持や建設業離職者の他産業への就職を促進するため、関係機関と連携した取組に努める。

9 技能実習生を中心とした外国人労働者対策の推進

(1) 外国人雇用状況の届出の徹底と事業主指導

ハローワークにおいては、事業主に対し、外国人雇用状況の届出制度の徹底を図り、地域の外国人雇用状況を的確に把握するとともに、外国人指針に基づく雇用管理改善及び再就職の援助のための助言、指導を計画的・機動的に実施する。

また、入国管理局と連携を図り、不法就労防止に係る指導・啓発を促進する。

10 労働者派遣事業の適正な運営の促進及び派遣労働者等の労働条件確保対策

労働者派遣事業については、昨年同様計画的な指導監督を実施し、派遣元事業場及び派遣先事業場に対し労働者派遣関連法令の周知の徹底を図り、違法派遣、偽装請負の防止に努める。

また、必要に応じて各関係部署と連携した指導監督を実施し、特に、悪質な違反及び繰り返し違反等については厳正な対応を行う。

V 雇用施策に関する数値目標

1 徳島労働局の数値目標

当局の実情に沿った効果的・効率的な業務運営を行うためハローワーク関連業務について目標値を設定し、特に次の項目についてP D C A (Plan : 計画, Do:実施, Check:実績の把握と検証, Action:業務の見直し) サイクルによる管理を行う。

ア 就職率 (常用)	33.4%
イ 雇用保険受給者の早期再就職の割合	24.8%
ウ 求人充足率 (常用)	29.5%

2 徳島県が設定する数値目標

ア 民間企業における障害者雇用率

平成22年度 1.67%→平成25年度1.80%以上
(法定雇用率)

イ 教育委員会における障害者雇用率

平成22年度 1.71%→平成25年度2.00%以上
(法定雇用率)